

1 - 3. 利用者負担額（保育料等）

保育料は、児童の4月1日現在の年齢、世帯の市民税額、保育時間の別に応じて決まります。保育料の月額は次のとおりです。

令和7年4月以降の保育料は変更の可能性があります

○0歳児～2歳児の利用者負担額

保育料階層	年齢・保育時間区分	3歳未満（0～2歳児クラス）	
		標準	短時間
生活保護法による被保護者世帯	1	0円	0円
市民税(所得割・均等割) 非課税	2	0円	0円
市民税(所得割・均等割) 非課税（母子世帯等）	2-1	0円	0円
均等割課税または所得割20,000円未満	3-1	18,190円	17,890円
均等割課税または所得割20,000円未満（母子世帯等）	3-2	8,590円	8,450円
所得割20,000円以上48,600円未満	3-3	19,500円	19,170円
所得割20,000円以上48,600円未満（母子世帯等）	3-4	9,000円	8,820円
所得割48,600円以上60,000円未満	4-1	27,500円	27,040円
所得割48,600円以上60,000円未満（母子世帯等）	4-2	9,000円	8,820円
所得割60,000円以上77,101円未満（母子世帯等）	4-3	9,000円	8,820円
所得割60,000円以上97,000円未満	4-4	30,000円	29,490円
所得割97,000円以上133,000円未満	5-1	40,840円	40,150円
所得割133,000円以上169,000円未満	5-2	44,500円	43,750円
所得割169,000円以上215,000円未満	6-1	52,740円	51,850円
所得割215,000円以上301,000円未満	6-2	54,710円	53,780円
所得割301,000円以上397,000円未満	7	73,020円	71,780円
所得割397,000円以上	8	80,800円	79,430円

○3歳児～5歳児の利用者負担額

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により、保育所等を利用する3歳児～5歳児の児童の保育料は無料となりました。ただし、これまで保育料に含まれていた3歳児～5歳児の主食費と副食費（おかず・おやつ等）については実費負担となります。（0歳児～2歳児の主食費と副食費は保育料に含まれています。）

なお、副食費（おかず・おやつ等）につきましては、3歳児から5歳児の児童で以下の条件のいずれかに該当する場合は免除されます。

- ・世帯年収360万円未満相当の世帯
- ・世帯の所得状況にかかわらず、きょうだい児カウントで第三子以降に該当する児童

●鹿部保育所

- ・保育料は原則として金融機関での口座振替により納期限までに納付いただきます。納期限及び振替日は毎月月末、12月と3月は25日です。金融機関休業日の場合は翌営業日が納期限及び振替日となります。
- ・保育所に新たに入所する場合は、保育料の決定後、保育料が記載された通知とともに古賀市口座振替納付申込書を同封しますので、通帳と一緒に、口座のある金融機関で口座振替手続きを行ってください。
- ・すでに在園するきょうだい児が保育所におり、保育料を口座振替にて納付している場合は、同じ口座から振替を行いますので、新たな手続きは不要です。別の口座からの振替を希望する場合は、新たな手続きを行ってください。
- ・WEB口座振替申込受付サービスやスマートフォン決済アプリ・クレジットカードでの納付ができます。詳しくは古賀市のホームページをご確認ください。

●認定こども園、小規模保育事業所

- ・認定こども園、小規模保育事業所に入所した場合、保育料は直接施設への支払いになります。支払い方法については各施設にお尋ねください。

●すべての施設

- ・保育料以外に、施設ごとに体操服や帽子代等の実費の支払いが必要です。詳しくは施設にお尋ねください。

保育料の算定について

- 原則、保護者（父母）の税額で算定します。父母の収入が概ね100万円以下の場合、同一住所地に住んでいる祖父母や児童の兄弟の収入や税額を加算して保育料を算定します。
- 住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除は、保育料算定上は控除しません。
- 父母が別居していても離婚が成立していない場合（調停中等の場合を除く）や離婚が成立しても同居している場合は、父母の税額で保育料を算定します。
- 保育料を算定する際に、収入や税情報等が把握できない場合、子ども家庭センターで課税状況等を調査したり、市町村民税所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。
- 公私立の別や施設の種類によって保育料の違いはありません。ただし、施設によって保育料とは別に費用（体操服や帽子、教材費等）を徴収する場合があります。
- 市民税額が確認できない場合は、原則8階層の保育料を納付していただきます。

きょうだいカウントについて

- きょうだいで保育所を利用する場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。（きょうだい児カウントは、生計を同一とする児童のうち、幼児教育・保育施設に通園している最年長の児童から順に数え、通園する施設が異なる場合でもカウントされます）
- 同一世帯に幼稚園（児童発達支援施設等を含む）等へ通っている児童がいる場合、その児童も算定対象人数に含めます。また、保育所入所後にきょうだい児が通い始めた場合は保育料が変わる可能性がありますので、子ども家庭センターまでご連絡ください。

保育料の支払いについて

- 在籍している場合は、登園状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。月途中で退所しても、保育料の減額や還付はありません。
- 納期限までに保育料の納付がない場合、児童手当から天引き（特別徴収）し、保育料に充てることができます。
- 納付が遅れた場合、本来の保育料のほかに延滞金も徴収しますので、速やかに納付してください。
- 保育料を滞納した場合、督促状の送付のほか、給与照会、財産の差押処分を行うことがあります。
- 災害や失業等で保育料の納付が困難な場合は、子ども家庭センターまでご相談ください。

保育料の変更について

- 保育料は4月に年齢による見直し（きょうだい児カウントの変更等）、9月に課税年度の切り替えによる見直しを行います。
- 世帯状況の変更（詳細はP8）、修正申告等により過年度及び当年度の保育料が変わることがありますので、変更があった場合は子ども家庭センターまでご連絡ください。

☆利用承諾基準について

保護者それぞれの「基本指標」と世帯状況の「調整指標」を合算し、合計点の高い順に優先順位を決めます。同点の場合は、「同点調整」の順に利用調整します。

【基本指標】

種別	内容	指標
就労	会社勤務又は自営業	25～50
出産	産前6週間又は産後8週間後の月末	50
	育児休業中に育児休業前に保育所等を利用していた3歳以上の児童に係る申込	50
疾病	入院が必要となる疾病治療中	40～50
	居宅内療養中	30～50
障がい	障がいにより、保育にあたれない	30～50
介護・看護	介護・看護により、保育にあたれない	25～50
災害	災害等による家屋損傷及び災害復旧	50
就学	就職に必要な就学又は技能習得等	20～40
求職	就労予定（求職活動）	10
その他	児童虐待・DV等	200

【調整指標】

種別	内容	指標
家庭状況	生活保護世帯	20
	ひとり親家庭	70
	生計の中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	20
	希望する施設に入所できない場合で、育児休業の延長も許容できる場合	-100
在所	申込に係る児童の兄弟姉妹が入所中	30
	市内にある小規模保育事業所を卒園し、連携施設以外に入所を希望する場合	20
多子	入所を希望する児童が第3子以降である場合	10
	多胎児の場合	10
同居	祖父母と同居していない場合	10
待機	最初に入所希望した月から継続して入所申込み中で、かつ1年以上待機児童である場合	10
その他	保護者が保育士資格を有しており、保育士として市内保育所等に勤務している又は予定がある場合	30

【同点調整】

優先順位	内 容
1	調整指標が高い世帯
2	基本指標の種別が次の順の世帯（1災害、2その他、3疾病、4障がい、5就労、6出産、7就学、8介護・看護、9求職）
3	階層が低い世帯